

財団法人 神奈川県動物愛護協会

2012年度事業報告書

【事業概要】

2012年度は、2013年4月1日の公益財団法人移行に向けて、以下の通り、事業を公益目的事業と収益目的事業に大別し、公益目的事業3事業、収益事業3事業に分けて展開した。予定通り2013年4月1日に公益財団法人への移行を完了したが、2012年度は公益財団法人への移行と今後の活動をよりよく展開するための施設改善に終始した年であった。以下、2012年度事業計画に沿って活動の報告を行う。

【公益目的事業】

<公益目的事業1:動物救済に関する事業>

動物の保護及び譲渡、傷病・負傷動物の治療、地域猫活動支援、各種電話相談など、直接動物に関わる活動を区分した。また本年度は旧猫舎と裏犬舎の改善を完了させる。

<公益目的事業2:普及啓発・調査研究行政参画等事業>

① 普及啓発に関する活動

シンポジウム・セミナー、実習・体験学習、ホームページ等の広報やメディア取材など、動物愛護に関する普及啓発活動

② 調査研究に関する活動

協会内部及び外部の調査研究、また大学などとの共同研究に関する活動

③ 行政の事業等に参画する活動

神奈川県で行われる動物愛護関連の協議会等への参画や提言、協同事業及び動物愛護法改正への提言など、動物行政に関わる活動を区分した。

<公益目的事業:共通>

賛助会員の募集、寄付、募金活動などの公益目的事業

【収益事業】

<収益事業1:動物診療事業>

公益目的事業を円滑に滞りなく行うために、附属動物病院において一般患者の診療を行う。

<収益事業2:動物愛護検定事業>

動物愛護精神の普及啓発を視野にした動物愛護検定事業を構築するため、本年度は準備期間とする。

<収益事業3:物品・書籍等販売事業>

物品販売等を通して広報を兼ねた収益目的の事業を展開する

上記事業を会長並びに担当理事が事務局と連携し執行する。事務局は、動物保護施設所長・動物病院責任者と共に、協会の業務全体を掌握し、事業に必要な協力をを行い円滑な事業展開を図る。

[1. 事業内容]

公益目的事業1:動物の救済等に関する事業（主として施設で行う事業）

ア 動物の保護管理活動

（保護方法）

・電話相談時に状況を把握し、継続飼育指導・方法の説得を行う

◇保護依頼電話件数:418件 保護相談頭数 犬:85匹(9) 猫:246匹(142) その他:19匹

・飼育放棄の意思が変わらない場合、保護依頼登録を行う

◇保護依頼登録件数 犬:56匹(3) 猫:84匹(69) その他:11匹

・保護動物の入出所状況(種別・大きさ・年齢など)を勘案し保護を行う

◇新規保護数 犬:11匹(3) 猫:31匹(22) その他:10匹(6)

*本年度の保護数が少ない理由は、犬猫舎2棟の修繕工事のため、飼育場所の確保が困難である上に、傷病保護や保護後の疾病発見により、譲渡がスムーズに進められなかったことが原因している。

*（ ）内は幼齢の数

（管理方法）

・保護動物は、獣医師による健康診断(検便・血液検査等)の後、ワクチン等接種、不妊去勢手術を行う

◇保護動物の健康診断を強化したことにより、今までより疾病を発見することができるようになった。

・保護動物一覧ファイル、カルテ作成、データ入力を行う

◇保護動物1匹ずつのファイルを作り、経緯・カルテ等をまとめ、情報をデータ保存した

・動物の性格、しつけの有無などを判断し、適切な飼育場所を選ぶ

・飼育管理スタッフは、毎日2回以上、摂餌状況や排便排尿等を確認する

◇上記2項目は、昼食後の時間に「昼礼」として、動物たちの状況報告・相談を行っている

・健康状態に異変のある時は速やかに獣医師の診療を受ける

◇獣医師が常時勤務し、速やかに対応できる状態を整えている

・保護動物のストレス緩和並びに譲渡に適するよう触合いやトレーニングを行う

◇施設で困難な猫の馴致はスタッフが持ち帰る。犬は月1～2回ボランティアトレーナーの指導を受けた。

イ 動物の譲渡に関する活動

（譲渡方法）

・譲渡希望者には、協会の譲渡条件を説明する

◇譲渡希望連絡数:191件 譲渡希望登録数 犬:38件 猫:51件 その他:10件

◇居住条件・年齢・独居など譲渡条件に不適合の方が多く、また条件に適合する登録者でも希望の犬種、大きさ、月齢などの不一致から譲渡成立は39件であった。譲渡希望者には他団体等の紹介も行った。

・施設及び里親探し会で面接後、自宅へお届けし、飼育環境を確認した後に譲渡する

◇面接で飼育環境等を良く伺ったことから、本年度はお届け時点で不成立となったケースはなかった。

◇定例里親会は月2回開催している。イベント里親会は、県フェスティバル1回であった。

◇本年度、初めて日本大学の学園祭にて里親探しを行い、猫4匹が譲渡された。

・成犬猫については、希望により2週間程度のトライアル期間を設ける。また、必要であればドッグトレーナーの派遣やスタッフが出向し飼育補助を行う

◇トライアル期間は適宜延長し、飼養に自信ができた段階で正式譲渡とした。ドッグトレーナーの派遣は3件

あり、飼育を断念したケースが1件、こちらから飼育困難と判断したケースが1件あった。

・譲渡後の連絡は適宜行い、経過が分かるようファイルする

◇保護時点で作成した1匹ずつのファイルに、譲渡後の双方の連絡を記述する用紙にて管理した。

(広告)

・里親探しの広報は、協会HP、各種報道媒体などを利用する

◇新聞折込チラシ1回配布(折込費用無料)、アニマルページ(無料冊子)に広告掲載。HPの更新。

<保護譲渡に関する補則>

(費用)

・保護譲渡を行う際は、かかる経費の説明をし、協会での動物救済活動への支援金として一部ご負担を頂く

◇譲渡時は、1匹平均約13,000円頂けたが、保護時は1匹平均約4,000円であった。これは、新規保護頭数50匹に対し、支援金は16匹分しか頂けなかったためである。

(目標)

・保護並びに譲渡目標数を、年間100匹とする

◆本年度の目標頭数は、犬猫舎2棟の修繕への考慮不足が反省点である。保護数は52匹、譲渡数は42匹に留まった。

【2012年度・保護譲渡表】2012.4.1～2013.3.31

	成犬	子犬	成猫	子猫	その他	合計
継続数	10	0	28	8	10	56
新規保護	8	3	9	22	9	51
譲渡数	5	3	7	20	7	42
死亡数	2	0	3	2	2	9
成長移動	0	0	6	-6	0	—
現在数 3.31	11	0	33	2	10	56

*その他:アライグマ、ドバト、カラス、フェレット

*成長移動は、子犬猫から成犬猫にカウントを変更する数を記載

迷子保護	2	0	1	0	0	3
------	---	---	---	---	---	---

*保護した犬猫で飼主が判明したもの(保護譲渡表未掲載分)

ウ 特定外来生物への対応

・引取り飼育許可を得ているアライグマについて、幼獣に限り、収容状況を勘案した上で、法に則り保護・飼育・譲渡を行うように努める

◇藤沢市から生後間のない幼獣を5匹、相模原市から生後1か月ほどの幼獣を1匹引取った。5匹は、飼育許可を得た一般家庭(千葉:2匹、静岡、大阪、大分)に譲渡(自宅までお届け)した。

エ 相談対応活動

・電話、来訪、書面などによる動物に関する様々な相談には無料で応じる

◇年間の相談件数(診療関係を除く)は、2791件、内ノラ猫に関する内容が1386件(49%)と最も多く、次に保護依頼418件(15%)、譲渡希望191件、里親探しの方法問合わせ151件、迷子・逸走86件、譲渡後の里親からの問合わせ72件、飼育上のトラブル53件、動物虐待・ネグレクトに関する相談49件、

傷病動物 39 件、動物預かり依頼 37 件、苦情相談 18 件、見学・実習 15 件、保護譲渡関係のその他 103 件、動物に関する問題のその他 173 件であった。

- ・常に適正な返答ができるよう動物愛護法等の変更に留意し、必要な場合は専門家に相談する
- ◇相談内容と返答を相談対応ファイルに記載し、対応を共有できるようにすると共に、よくある質問については資料ファイルを活用した。法律や各自治体の動物行政、また野生動物や家畜などについて不明な点は専門家に確認し返答を行い資料を増やしている。
- ・問題解決のための資料提供は無償を基本とする
- ◇資料のFAX、郵送、メール対応等は、全て無料で行った。

公益目的事業1:動物の救済等に関する事業（主として付属動物病院で行う事業）

ア 動物の保護及び譲渡を支援する活動

- ・動物愛護ボランティア並びに遺棄動物の一時保護者に対しては、動物救済支援事業として利益を求めない医療を提供する
- ◇治療にかかる費用の原価は負担して頂くことを基本としたが、重篤な症状での入院が多く長期にわたる場合は更に減額を行った。動物救済支援事業としての診療は年間 88 件、1 件あたりの平均診療費用は 5220 円であった。

イ 要援助者に対する支援活動

- ・生活保護受給者、自己破産者でも医療援助を行うことで、飼育放棄が防止できる際は支援を行い動物の継続飼育を図る
- ◇要援助者の診療及び不妊去勢手術は 9 件、19 匹であった。不妊去勢手術を怠り繁殖させてしまった猫 10 匹、犬 4 匹の不妊手術費用を含め 1 匹あたりの平均治療費用は 3185 円となった。

ウ 負傷動物の保護及び治療

- ・飼育者不明の負傷した愛護動物を拾得した者から治療を求められた場合には、利益を求めない医療を提供する
- ◇所有者不明の重篤な拾得愛護動物は、猫 5 匹(貧血削瘦、舌癌、脊椎陥没下半身不随、ウジ繁殖、骨折)であった。1 匹の平均治療費は 18,500 円を頂いたが 3 匹は施設保護となった。
- ・拾得者は、警察・保健センター等に届出を行い所有者の有無確認を行って頂く
- ◇拾得者には確認を行って頂いたが、所有者は確認できなかった。
- ・所有者不明の猫の場合は、治癒後、不妊去勢手術を施し拾得者が拾得した場所に放つ
- ◇拾得した場所に放つまでに治癒する猫はいなかった。

エ 傷病野生鳥獣の保護及び治療

- ・基本的には、自然環境保全センター並びに動物園が専門施設となっているが、休日・休園等で持ち込まれた際には保護し、可能な治療を行う
- ◇野鳥は、2 羽(キジバト1、カラス1)が持ち込まれた。キジバトは死亡、カラスは羽が折れ飛翔不能のため施設保護となった。1羽あたりの治療費用は 1000 円であった。キジバトは動物葬儀センターで火葬した。
- ・保護を行った際は速やかに自然環境保全センターに当該鳥獣の状況を連絡し、対処を相談する
- ◇キジバトは直後に死亡、カラスは害鳥のため報告不要であった。

オ 飼育放棄防止活動

- ・受け入れが可能であれば、ペットホテルなどで預託を断られた医療加護の必要な動物の入院預かりを行う
◇飼主が病気で通院中、心臓病のある高齢犬を半日4回(1500円/1回)入院として預かった。

公益目的事業1:動物の救済等に関する事業 (協会と地域が連携して行う事業)

ア 地域猫推進活動

- ・県内で殺処分される犬猫の中で、ノラ猫が産んだ子猫が9割に近い現状を鑑み、ノラ猫の繁殖防止に向けた不妊去勢手術を推進するとともに、ノラ猫にも適切な医療を提供する
◇ノラ猫の不妊去勢手術数 メス:408匹 オス:256匹 合計664匹
- ・不妊去勢手術を目的としたノラ猫の捕獲を支援するために、無償で捕獲器の貸し出しを行う
(保証金 10000 円/捕獲器返却時に返金。身分証明書を確認)
◇捕獲器貸出延台数: 124台 貸出依頼者数: 113名
- ・多頭数などノラ猫の捕獲が困難な場合、捕獲を代行する(交通費は依頼者負担)
◇捕獲代行回数: 14回 捕獲数:37匹
- ・賛助会員制度の中に年会費 5000 円の「ノラ猫減らし隊賛助会員」を設定し、地域のノラ猫を減少させる活動を推進する
 - *入会後はオス猫:4000円・メス猫:5000円で不妊去勢手術を行う
 - *個人加入の他、グループ及び自治会・町内会としての加入も認める
 - ◇個人加入数: 117名 グループ加入数: 19団体 自治会加入数: 5自治会
- ・ノラ猫に関するトラブルに対して必要があれば、行政機関も含めた話し合いを設定し解決を図る
◇話し合い回数:5回
- ・ノラ猫の不妊去勢手術は、年間1000頭を目標とする
◇手術予約頭数は1000頭以上であったが、捕獲ができない等でのキャンセルにより664匹となった。

公益目的事業2:動物愛護精神の普及啓発及び調査研究等に関する事業

① 普及啓発に関する活動

ア 普及啓発活動

- ・シンポジウム、セミナー、講習会などを積極的に開催し、動物愛護思想の普及啓発を行う
◇セミナー開催 1回:動物園問題(講師:ズーチェックカナダ代表)
- ・動物愛護に関する講演依頼は、大小を問わず積極的に受諾し広報を行う
◇講演依頼 4回:動物愛護法関係 2回、麻布大学講義 2回、チャリティコンサートスピーチ 1回
- ・動物愛護を目的としたチャリティバザーを継続的に開催し、動物に関心のない方々にも広報を図る
◇年間 10回(7・8月を除く最終日曜日・六角橋商店街貸店舗にて開催)
- ・ホームページを充実させると共に、週1回の更新を行い情報の提供を行う
◇ホームページ更新担当者を定めて順次更新を行っている
- ・動物愛護精神普及に関する取材依頼を積極的に受けると共に、取材要請も行い普及啓発を図る
◇神奈川新聞取材 1回、帝京科学大学取材 1回
- ・写真展(10年間継続開催)の企画を変更しインパクトのある充実したイベントにする

◇名称を「KSPCA サポーターズイベント」に変更し、明るいイメージでありながら各種動物問題の啓発をおこなった。会場にてミニセミナーも開催。期間 8 月 31 日～9 月 2 日

イ 動物愛護教育を推進する活動

- ・施設への団体見学・ボランティア体験、研修は、無料にて積極的に受け入れを行う
 - ◇実習：1 名(10 日間) 40 名(麻布大学・2 日間) 見学：日大 1 名、一橋大学 2 名、京都大学 1 名
- ・施設以外での研修依頼の場合、実費は依頼者の負担とする。目的、内容、人数、団体及び責任者を明記した依頼書を提出、企画の可否を通知する。(企画は無料)
 - ◇施設以外での研修依頼はなかった。

ウ 会報発行による啓発活動

- ・「動愛だより」を年2回発行し、会員のみならず広く動物愛護精神普及啓発を行う
- ・発行部数…3000部以上印刷
 - ◇年 1 回、3000 部の発行となった。
- ・配布先…賛助会員、寄付者、里親先、関係団体等へ郵送の他、イベント等で配布
 - ◇郵送配布：800 件

② 調査研究に関する活動

ア 大学との協同調査

- ・2010年から開始した麻布大学、神奈川区とのノラ猫調査を継続して行い、調査地域住民へのアンケート調査を担当する
 - ◇麻布大学でノラ猫の捕獲手術調査を行っている子安台 1 丁目のアンケート調査を継続して行った。前年度よりアンケートの回収率が上がっている。(集計中)

イ 対外的調査

- ・本年度に神奈川県動物行政アンケート調査を行う予定をしていたが、公益財団法人への移行事務が多であったため延期となった。

③ 行政の事業等に参画する活動

ア 神奈川県動物愛護管理推進協議会の一員として、神奈川県動物愛護管理推進計画の達成および神奈川県動物愛護推進員の育成を図る

◇会議の開催が遅れ 2013 年2月9日に開催された。動物愛護推進員のシステムが良化した。

イ 神奈川県災害時動物救護活動連絡協議会の一員として、県内の災害に備え動物同伴の避難場所の確保を働きかける

◇神奈川県災害時救護活動連絡協議会は開催されなかった。

ウ 「神奈川県アライグマ防除実施計画」による市町村からのアライグマ譲渡し先として、依頼時には可能な範囲で対応する

◇特定外来生物への対応に記した活動を行った。また神奈川県鳥獣総合対策協議会外来生物等対策

専門部会委員として会議に参加した。

エ 動物愛護週間事業として神奈川県動物フェスティバルに主催として参加し、情報の発信や里親探しを通して動物愛護精神の普及並びに啓発を行う

◇10月14日に開催された「動物フェスティバル神奈川 in よこすか・みうら」に主催者として参画した。

オ「動物の愛護及び管理に関する法律」改正への意見提出及び法律の存在の広報に努める

◇パブリックコメント募集に意見を提出したほか、HPで広報を図った。

公益目的事業：共通

ア 賛助会員を拡充し、協会活動を活性化させる

◇賛助会員募集パネルを里親会等でも掲示し、会員募集を行っている。

イ 協会パンフレットの配布拡大やホームページを充実させ寄付を幅広く集める

◇近隣の郵便局・店舗にパンフレットを設置させて頂いている。

ウ 募金活動の継続

・春、秋2回の街頭募金を継続して行うと共に、小規模な街頭募金を企画開催する

◇本年度は、春・秋とも2日間が雨天の為中止となり、1回ずつしか街頭募金が行えなかった。来年度は時期をずらして開催することにした。

・店舗等へ募金箱設置を拡大する

◇新規募金箱設置は1店舗のみであった。

収益事業1：付属動物病院における一般診療事業

公益財団法人移行後は、付属動物病院は、協会の公益活動を支える収益事業として一般診療を行う。

◇本年度は、公益財団への移行後から一般診療費用の収益分を公益目的事業に使用するというシステムの変更について周知を行った。

収益事業2：動物愛護検定事業

動物愛護精神の普及啓発を視野にした動物愛護検定事業を構築するため、本年度は準備期間とする

◇本年度は、研究者等の方々に検定事業の内容を伝え、3名のご参加を確約した。

収益事業3：物品・書籍等販売事業

・物品販売を通して広報を兼ねた収益目的の事業を展開する

◇バザー用品を含め、販売物品には協会のシールを貼り広報を行ってる。

・協会オリジナルグッズの試作品を製作し動物愛護普及活動の一環として製作販売にむける

◇本年度は、オリジナルグッズの製作に至れなかったが、来年度早々にTシャツを作成することとなった。

以上